

## 審査基準・標準処理期間

所属名	健康福祉部健康対策課感染症対策係
内線番号	4768

No.	項目	内容
①	処分名	入院医療費の負担
②	法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
③	法令番号	平成10年法律第114号
④	根拠条項	第37条第1項及び第2項
⑤	処分権者	京都府知事(京都府保健所長に委任)
⑥	審査基準	<p>○ 法第37条1項に掲げる勧告又は措置の対象者に係る申請であるか。</p> <p>○ 戦傷病者特別援護法など他法による医療給付の受給資格がないか。</p> <p>○ 法第37条第2項に掲げる者の所得の状況を確認することができるか。</p>
	添付の有無	無
⑦	経由機関名	—
⑧	協議機関名	—
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間)申請のあった日から1ヶ月以内(再調査等の必要がない場合は、半月以内)
	経由機関	—
	協議機関	—
	当該処分機関	申請のあった日から1ヶ月以内(再調査等の必要がない場合は、半月以内)
⑪	問合せ	健康対策課感染症対策係 (075)414-4734
⑫	備考	